

厚生労働省告示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」

### 【特掲診察料に関する事項】

当リハビリ室は下記の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局鹿児島事務所へ行い、所定の診療報酬を算定しております。

脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅰ）（脳Ⅰ）第61号

算定開始日 平成24年 4月 1日

初期加算 有

内訳等

リハビリテーション選任医師	2名以上
常勤専従理学療法士	5名以上
常勤専従作業療法士	3名以上
常勤専従言語聴覚士	1名以上
リハビリテーション専用室	426, 8 m <sup>2</sup>
言語聴覚訓練集団療法室	22, 048 m <sup>2</sup>
言語聴覚訓練個別療法室	9, 347 m <sup>2</sup>

別添1の「第40」の3の注5に規定する施設基準（脳Ⅰ介）第7号

算定開始日 平成26年 4月 1日

維持期リハビリテーションの指定状況

介護保険サービス名	指定月	指定番号
通所リハビリテーション	平成15年 2月	4610110985
介護予防通所リハビリテーション	平成19年 4月	4610110985

運動器リハビリテーション（Ⅰ） （運Ⅰ）第81号

算定開始年月日 平成24年 4月 1日

初期加算 有

別添1の「第40」の3の注5に規定する施設基準 （運Ⅰ介）第11号

算定開始日 平成26年 4月 1日

集団コミュニケーション療法料 （集コ）第 1号

算定開始年月日 平成20年 4月 1日

## 医科点数表に規定する回数を超える診療に係る特別の料金

患者さんの希望により、定められた算定上限を超えて疾患別リハビリテーションの個別料金を行う場合は、下記の料金を徴収させていただきます。

疾患別リハビリの区分	料金
脳血管疾患等リハビリテーション	1単位につき 2,450円
廃用症候群リハビリテーション	1単位につき 1,800円
運動器リハビリテーション	1単位につき 1,850円

当院では上記の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局鹿児島事務所へ行い、所定の診療報酬を算定しております。

その他、詳しくは医事課職員へご確認下さい。

尚、担当者による医療相談および支援を受けることができます。担当のセラピストへお申し出下さい。